

大阪市中央公会堂にかかる質問内容及び回答

質問番号	質問内容	回 答
1	募集要項p4 4指定管理者が行う業務(1)②管理運営の目標 ホール等(大集会室、中集会室、小集会室)の稼働率73%以上という目標数値の根拠をお教えてください。	直近の稼働率を参考に設定しました。
2	募集要項p15 7指定管理者の申請手続きに関する事項 (6)提出書類 (19)応募資格等を有していることが確認できる書類の写し 応募資格などを有していることが確認できる書類の写しとありますが、何を提出すればよろしいでしょうか。具体的な資格のご指定があればお示ください。	例えば、甲種防火管理者・建築物環境衛生管理技術者等を指します。また、第三者委託を予定している場合は、第三者委託予定事業者にかかる資格を確認できる書類の提出もお願いします。
3	募集要項p17 7指定管理者の申請手続きに関する事項 (7)提案を求める内容 イ収支計画 要項等に記載の金額は、全て税込みでしょうか。	お見込みの通りです。
4	募集要項p17 7指定管理者の申請手続きに関する事項 (7)提案を求める内容 イ収支計画 キャッシュレスの導入に伴う手数料が利益に影響を与えるが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。	キャッシュレス手数料については、別途本市からお支払いする予定です。
5	募集要項p22 リスク分担表 第三者賠償 指定管理者が貴市に報告済みの老朽化(耐用年数を経過)した基本設備の故障(指定管理者の責によらない)が原因で、利用者側に損害が発生しその賠償が求められた場合、その負担についての貴市の根本的な考え方をお聞かせください。	基幹的な施設・機器等の故障による賠償等である場合は本市がリスク負担することとなります。その他はリスク分担表に則って対応いたします。
6	募集要項p22 リスク分担表 物価 水光熱費等の物価が今後さらに上昇する場合、協議事項となっているが、具体的なガイドラインはありますか。インフレ環境に移行し、協議で負担が認められない場合、相当な事業者リスクとなるが、このことに対してのお考えをお聞かせください。	ガイドライン等はありません。リスク分担表にあるとおり、原則インフレについては指定管理者のリスク負担となります。
7	募集要項p22 リスク分担表 管理経費の膨張 消費税増税の際、「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」に該当するという理解でよいでしょうか。	「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」に該当するものについては個別のケースごとに異なりますので、現時点ではお答えできかねます。
8	募集要項p22 リスク分担表 管理経費の膨張 大阪市中央公会堂は、2002年にリニューアルオープン以降、2度の消費税増税にもかかわらず施設の利用料の基本価額(区分単価)は据え置きとなっています。 これに対する貴市の根本的な考え方をお聞かせください。	2002年以降、消費税増税にかかる利用者への転嫁は行っておりません。
9	募集要項p23 リスク分担表 管理リスク 令和8年に予定されている大規模改修について、その期間に発生する売上減少等、逸失利益に対する補てん等の貴市の根本的な考えをお聞かせください。	改修内容や箇所等については令和7年度の設計段階で、設計業者、指定管理者、本市で協議のうえ詳細を決めていきますので現段階では未定です。
10	大阪市中央公会堂指定管理業務仕様書2-(9) 生涯学習システムの利用 予約に使用している生涯学習システムは、相当部分手作業が発生するが、早期の改善の予定はありますか。	生涯学習システムの改修等は今のところ予定しておりません。
11	大阪市中央公会堂施設管理業務仕様書 IV 3警備保安業務(1)常駐警備業務 時間及び人員 レストランが21時30分閉店の場合、その後は警備業務が発生しないため、警備員の柔軟な配置について協議することは可能でしょうか。	協議することは可能です。
12	大阪市中央公会堂施設管理業務仕様書 IV 5その他業務 管理地の清掃 歩行者空間化工事により、南側の歩道から東側正面玄関広場まで管理範囲が大幅に拡大していると思われますが、具体的に何㎡拡大していますでしょうか。 管理範囲拡大分の管理費(清掃・警備)については、代行料に反映されていますでしょうか。	東側正面玄関前広場の管理エリア面積は別紙「東側玄関前広場管理区分図」のとおりです。 当該部分の管理費については代行料に反映させております。

13	大阪市中央公会堂施設管理業務仕様書 IV 5その他業務 管理地の清掃 歩行者空間化工事により、南側の歩道から東側正面玄関広場まで管理範囲が大幅に拡大していると思われます。利用者への貸出範囲も管理範囲と同じと考えてよろしいでしょうか。また大集会室利用者の貸出範囲以外の場所も指定管理者の貸出を提案してもよろしいでしょうか(貸出金額の設定を含む)。	東側正面玄関前広場の管理エリアの利用者への貸出範囲は別紙「東側玄関前広場管理区分図」のとおりです。 また、大集会室利用者の貸出範囲以外の場所も指定管理者の貸出を提案してもかまいませんが、扇町公園事務所等関係機関との調整や必要な手続き等は、指定管理者の方で行っていただくことになります。
14	指定管理業務の基準p4 1施設運営業務 (3)業務の内容 ⑥重要文化財として必要な各種手続き維持管理業務 「本施設が国重要文化財に指定されていることを十分認識し(中略)保護に十分配慮すること」とありますが、市民利用の為の施設として運用するならば、通常利用においても施設毀損の可能性は相当程度あると考えます。このことに対して、どのような注意喚起を要請し、それでも発生する施設の毀損に対しては具体的にどのように対処するべきとお考えでしょうか。	重要文化財として、本施設の維持管理に必要な注意喚起を行っていただき、それでも発生した施設の毀損への対応についてはリスク分担表のとおりです。